

○ 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分				注				注	注	注
				夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準を満たさない場合 又は	医師、理学療法士・作業療法士の員数が基準を満たさない場合 又は	リハビリ体制(理学療法士等の配置)が強化され、個別リハビリテーション計画に基づきリハビリテーションを行う体制にある場合	認知症専門棟加算(特に問題行動の多い認知症老人の場合)	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(3:1)	(一)介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援 (000 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×70/100	+30単位	+76単位	片道につき +184単位	
		要介護1 (000 単位)								
		要介護2 (000 単位)								
		要介護3 (000 単位)								
		要介護4 (000 単位)								
	(二)介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援 (000 単位)								
		要介護1 (000 単位)								
		要介護2 (000 単位)								
		要介護3 (000 単位)								
		要介護4 (000 単位)								
(2)小規模生活単位型老人保健施設短期入所療養介護費	(一)小規模生活単位型老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) (ユニット型個室)	要支援 (000 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×70/100	+30単位	+76単位	片道につき +184単位	
		要介護1 (000 単位)								
		要介護2 (000 単位)								
		要介護3 (000 単位)								
		要介護4 (000 単位)								
	(二)小規模生活単位型老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) (ユニット型個室)	要支援 (000 単位)								
		要介護1 (000 単位)								
		要介護2 (000 単位)								
		要介護3 (000 単位)								
		要介護4 (000 単位)								

注 栄養管理の評価

(2) 緊急時治療管理
 緊急時施設療養費 (1月に1回3日を限度に、1日につき500単位を算定)
 (二)特定治療

緊急時治療管理と特定治療は、支給限度額管理の対象外の算定項目